

# 古物商の皆様へ

～盗品を流出させないために～



## 三大義務があります

古物営業法は、「盗品等の流通防止」、「盗品等の早期発見、被害者への早期返還」のため、古物商に様々な義務を課しており、その中で最も重要な義務である

- 取引相手の確認義務
- 不正品の申告義務
- 帳簿等への記載等及びその保存義務

を古物商の**防犯三大義務**としています。

## 盗品情報の提供

公安委員会は、盗品等の売買を防止するため、国家公安委員会規則で定められた盗品売買等防止団体に対し、盗品情報を提供することができます。

現在、盗品売買等防止団体として、一般社団法人全国二輪車安全普及協会、一般社団法人日本二輪車オークション協会、トヨタ自動車株式会社の3団体があり、これらの団体は、古物商が取引きの際に、盗品でないことを確認するための情報提供や盗品売買の防止に協力する役割を担っています。

さらに!!

## 「宝石・貴金属等取扱業者」の古物商の方へ

宝石・貴金属(金、白金、銀及びこれらの合金若しくはダイヤモンドその他の貴石、半貴石及び真珠又はこれらの製品)の売買を業として行う古物商の方は、犯罪による収益の移転防止に関する法律により、**200万円を超える取引を行う際、より厳格な「取引相手の本人確認」、「本人確認記録の作成・保存」、「取引記録の作成・保存」の義務**があります。

また、同法律により、**疑わしい取引(「收受した財産が犯罪による収益である疑いのある取引」、「顧客が組織的犯罪や薬物犯罪に当たる行為を行っている疑いのある取引」)**については、**取引金額にかかわらず、公安委員会に届け出なければなりません。**

### こんなお客さんは要注意！！

- 持ち込んだ物の操作方法がわからない(パソコン、カメラなど)。
- 落ち着きがなく、会話が曖昧(購入場所、価格を知らないなど)。
- 身分不相応な物を持ち込む(身なり・年齢と比べて高価な物男なのに女性のブランド品、女性なのに男物の高級腕時計など)。
- 頻繁に来る(個人なのに、取引が多い)。
- 住所が遠隔地である。
- 署名がぎこちない、字をわざと汚く、省略して書くなど不自然。
- 連れが店の外で待機している(通報を警戒している)。
- 早く商談を済ませようとする、せかす。
- 開店直後、閉店間際に来店する。
- 「いくらでもいいから」などと元の値段と比べて安価で処分する。
- 提示した身分証の写真と本人が違う(漫然と提示受けることなく、本人であることを確認する。)

### とりわけ顧客が青少年(18歳未満の者)の場合

- 身分証明書が本人のものでない疑いがある。  
→ 本人の生年月日、身分証明書の発行者名等を本人に確認する。
- 「本人(青少年)の署名」と「保護者同意書の署名」の筆跡が同一である。
- 保護者に電話連絡したが、電話に出た者が保護者になりすましている疑いがある。  
→ 本人の生年月日を尋ねるなどして保護者であることを確認する。

### こんな品物は盗品の疑い！！

- 同種の物を何度も持ち込む、一度に何個も持ち込む。
- 新品、最新機種である(買ってすぐに処分するのは不自然)。
- 製造番号・シリアル番号が消されたり、はがされたりしている。
- ケースや付属品がない。(パソコンのアダプター、カメラのケース、管楽器のマウスなど)
- 品物に付されているネーム、イニシャルが持ち込んだ者と異なる
- 高価な時計・宝飾品なのに保証書がない。
- カメラに画像やフィルムが入ったままである。
- パソコンにデータが残ったままである。
- バッグや財布などの中に処分者と違う名前の名刺やカードが入っている。
- 商品札がついたままである。
- 品触で手配された物品である。

